

企業立地等促進条例 申請チェックリスト

高石市企業立地等事業計画認定申請（新設、工事完了又は設備取得の30日前までに申請）

※事業計画が変更された場合は、高石市企業立地等事業計画変更認定申請書をお願いします。

※生産施設を建設する場合は、工場立地等の手続きが必要となる場合があるので注意

添 付 書 類		チェック
1	定款、商業登記簿	
2	3事業年度分の損益計算書、貸借対照表、営業報告書	
3	土地の地番、面積を確認できる書類（例：登記事項証明書）	
4	土地、家屋、償却資産取得に係る売買契約書、または見積書	
5	家屋の新築、増築に係る請負契約書、または見積書（家屋のみ）	
6	対象事業の用に供する固定資産取得に係る費用、または予定額を確認できる書類	
7	対象事業の用に供する償却資産の明細書（任意様式）	
8	対象事業の用に供する事業所の配置図、平面図その他必要な図面	
9	雇用計画書（任意様式）※参考様式	
10	事業概要が分かる書類（例：パンフレット等）※開始届出書提出時に添付でも可	
11	その他市長が必要と認める書類（ ）	

※ 1. 3については、最新内容の証明書の写しでも可

高石市企業立地等事業認定計画課税免除措置等申請（毎年1月31日までに申請）

添 付 書 類		チェック
1	対象事業の用に供する固定資産（家屋）の明細書（任意様式）※参考様式	
2	対象事業の用に供する償却資産の明細書（地方税法施行規則第26号様式及び別表等。任意の様式可）	
3	対象事業の雇用及び運営状況等の報告（任意様式）※参考様式	
4	その他市長が必要と認める書類（ ）	

高石市企業立地等雇用促進奨励金交付申請

（雇用届出書（※下記①参照）提出日の翌年の当該日から90日以内に申請）

対象となる正社員は、企業立地に伴い当該事業に従事する「新たに雇用した高石市民」及び「配置転換により新たに高石市民となった方」で、事業開始の日の前後90日以内から雇用されている正社員（以下「当該正社員」という。）で、1年以上継続して雇用されている場合が対象となります。

当該正社員を雇用している認定企業等は、1名あたり10万円（1回限り）の雇用奨励金の交付申請をすることができます。

①	当該正社員がいる場合は、 事業開始後120日以内 に高石市企業立地等雇用促進奨励金対象雇用届出書（以下「雇用届出書」という。）を提出してください。（添付書類なし）	
	※届出内容に変更が生じた場合は、高石市企業立地等雇用促進奨励金対象雇用（変更）届出書の提出をお願いします。	
②	当該正社員の雇用が1年以上継続している場合は、 雇用届出書提出日の翌年の当該日（同日）から90日以内 に高石市企業立地等雇用促進奨励金交付申請書を提出してください。	
	添 付 書 類	
	1	雇用関係を証する書類の写し（例：労働条件通知書、雇用契約書）
	2	雇用保険被保険者であることを証する書類の写し（例：雇用保険被保険者資格取得通知書）
	3	氏名、生年月日、住所及び住所を定めた日を記載した対象労働者の名簿（任意様式）※参考様式
	4	対象労働者の同意書（任意様式）※参考様式
	5	その他市長が必要と認める書類（ ）